

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
モーリシヤス	モーリシヤス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモーリシヤス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	2020.8.5 ポートル イスで (同日)	日本側 加藤義治在モーリシヤス大使 側 モーリシヤス側 デン・バダヤチ財務・経済企画・開発大臣	2020.8.31 361号
モーリシヤス	モーリシヤス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモーリシヤス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	600,000 千円 -----	2020.12.13 プレコニア・フエンニ ックラスで (同日)	日本側 茂木敏充外務大臣 モーリシヤス側 ナンブクマール・ボダ外務・地域統合・国際貿易大臣	2020.12.24 498号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。